

資料

平成 14 年度において講じようとする
食料・農業・農村施策
(案)

(第 3 回食料・農業・農村政策審議会資料)

目 次

概説

1 施策の背景	1
2 施策の重点	2
3 財政措置	5
4 立法措置	6
5 税制上の措置	6
6 金融措置	7

特集 食品の安全性と品質の確保

1 BSE 対策	8
2 食品表示制度の強化・改善方策の検討	9
3 食品の安全性に係るその他の関連施策	10

I 「農業の構造改革」を通じた効率的な食料の安定供給システムの構築

—安全でおいしい食料の安定供給を担う農業構造の実現—

1 創意工夫を生かした農業経営の展開を可能とする構造改革の推進	11
2 安全・安心で良質な食料の供給システムの構築による消費者の信頼確保	24
3 構造転換に取り組む経営の価格変動リスクを軽減する セーフティーネットの整備	34
4 輸入増加等に対応した生産・流通構造改革	37
5 世界の食料安全保障への貢献	51

II 循環型社会の構築に向けた農山漁村の新たな可能性の創出及び農村生活環境の整備 —美しい国づくりに向けた自然と共生する農山漁村環境の創造—

1 多くの国民の願望を実現する「むらづくり」	53
2 生活環境の整備その他の福祉の向上	55
3 都市と農村の交流等の推進	61
4 農林水産公共事業の「環境創造型事業」への転換	65
5 有機性資源・水資源の循環利用の促進	67

III その他重要施策

1 食料等に関する国民理解の促進	69
2 農産物の安定的な輸出入の確保	69
3 不測の事態に対処するための施策の推進	70
4 病害虫防除対策	71
5 家畜衛生対策	72
6 農業生産資材対策	72
7 中山間地域等の振興	73
8 技術の開発及び普及	76
9 農業分野における地球環境保全対策の充実等	78
10 団体の再編整備に関する施策	79
11 統計情報の見直し	80
12 改革後の農業者年金制度の本格実施	81
13 農業災害による損失の補てんに関する施策	81
14 食糧行政に係る業務運営及び定員の合理化	81

IV 施策を総合的かつ計画的に推進するための取組

1 施策の評価と見直し	82
2 財政措置の効率的かつ重点的な運用	82
3 情報の公開等	82
4 国と地方の役割分担及び多様な主体の参加と連携	82
5 國際規律との整合性	82

参考 環境問題への対応、少子・高齢化への対応等の21世紀の政策課題の重点的推進

—「経済財政運営の基本方針」を踏まえた農林水産省の重点7分野への対応—

1 循環型経済社会の構築など環境問題への対応	83
2 少子・高齢化への対応	86
3 地方の個性ある活性化、まちづくり	86
4 都市の再生—ヒューマンセキュリティ、ライフラインを支える緑の基盤づくり	87
5 科学技術の振興	88
6 人材育成、教育	90
7 世界最先端のIT国家の実現	92

概説

1 施策の背景

21世紀にふさわしい経済・社会制度の確立に向け、経済、財政、行政、社会などの分野における構造改革の重要性を明らかにして、これから日本の進むべき道筋を示すため、「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」(以下「基本方針」という。)が平成13年6月に閣議決定された。

この「基本方針」において、食料・農業・農村分野は、生活維新プログラムの一環として、「国民に安全（人の生命、健康に関わる良質な環境や水と食料などの確保を図るヒューマン・セキュリティ、安全な国土）と治安を確保し、安心して暮らせる社会を保障する。」こととされ、また、地方自立・活性化プログラムにおいて、「意欲と能力のある経営体に施策を集中することなどにより、食料自給率の向上等に向け、農林水産業の構造改革を推進する。また、地方の活性化のために、都市と農山漁村の共生と対流、観光交流、おいしい水、きれいな空気に囲まれた豊かな生活空間の確保を通じ「美しい日本」の維持、創造を図ることが重要である。」との方針が示された。

さらに「基本方針」を早急に具体化し、迅速かつ確実に実行に移していくため、関係府省において具体的な推進方策が検討され、農林水産分野に関しては、

- (1) 国民に安全な食料を安定的に供給する機能や、自然環境の保全等多面的機能を十分に發揮するため、我が国農業の持続的な発展と農村の振興を図るという、「食料・農業・農村基本法」(以下「基本法」という。)の基本理念実現のため、食料自給率の向上に向け、消費者ニーズに即した国内生産の増大を通じた食料の安定供給を図る観点から、基本法の基本理念に沿って、現行施策の見直しをさらに推進する。
- (2) 国民に安全（人の生命、健康に関わる良質な環境や水と食料などの確保を図るヒューマン・セキュリティ、安全な国土）を確保し、安心して暮らせる社会を保障するとともに、地域に密着した産業の活性化を図る観点から、活力ある21世紀型日本経済の創造に向けた構造改革の一環として、①21世紀にふさわしい食料供給システムの構築のため、意欲と能力のある経営体に施策を集中することなどにより、食料自給率の向上等に向け、農林水産業の構造改革を断行、②都市と農山漁村の共生・対流、おいしい水、きれいな空気に囲まれた豊かな生活空間の確保や、ごみゼロと脱温暖化の社会づくり、自然との共生などを通じ、「美しい国」、「環の国」づくりを推進する観点から、都市住民のニーズにも対応する農山漁村の新たな可能性を切り開き、もって循環型社会の実現を目指す、という取組を推進する。

また、「農林水産業の構造改革」の推進のため、公共事業から公共事業以外への政策手段のシフトを行う。

ことを基本に、平成13年8月「食料の安定供給と美しい国づくりに向けた重点プラン」(以下

「重点プラン」という。)をとりまとめ、今後、農林水産政策として取り組むべき具体的な推進方策を示した。

平成13年9月の経済財政諮問会議において「基本方針」に盛り込まれた内容の具体化のタイムテーブルを明らかにする「改革工程表」が作成され、「重点プラン」の主要施策が盛り込まれた。

今後、政府は、「改革工程表」に則り、関係府省の連携の下、食料・農業・農村分野における構造改革の推進に取り組んでいくこととしている。

食料・農業・農村分野における構造改革は、政府の取組のみにより実現できるものではなく、関係者それぞれの取組が不可欠である。そのため、地域の実情を踏まえた地方公共団体の施策の推進を図るとともに、農業者・農業団体・食品産業の事業者、さらには消費者等も含めた関係者それぞれの主体的な取組を促進していく必要がある。

また、13年9月に我が国で初めて牛海綿状脳症(BSE)が発生し、10月にはBSEに感染していないことが証明された安全な牛以外、と畜場から食用としても飼料原料用としても出ていくことのないシステムを確立させたが、BSE問題に対する一連の行政対応については、各方面から厳しい批判を受けた。平成14年1月には、大手食品会社がBSE対策の一環である牛肉の市場隔離事業を悪用し、国産牛肉の偽装や虚偽の原産地表示を行ったことが判明する等、牛肉はもとより食料品全体について、加工・流通に対する信用を失墜させかねない事態が生じている。こうした状況の下、消費者の信頼確保に向けた取組が必要である。

本書は、以上の基本認識の下、平成13年度における食料・農業・農村の動向を考慮して平成14年度において講じようとする施策をとりまとめたものである。中でも、食品の安全性と品質の確保については、国民の关心が高まっている点を踏まえ、特集としてまとめることとした。

2 施策の重点

国民に対し、将来にわたって、安全でおいしい食料の安定供給を確保する観点から、食料・農業・農村基本計画(以下、「基本計画」という。)において、主要先進国の中で最低の水準となっている我が国の食料自給率(平成12年度40%(供給熱量ベース))について、その低下傾向に歯止めをかけ、今後10年程度で45%(平成22年度目標)を達成し、長期的には熱量の5割以上を国産で賄うことを目指すこととされている。

このような「食料自給率の向上」を基本とした食料の安定供給を図るために、平成22年において、効率的で安定的な経営体40万程度(家族農業経営33~37万、法人・生産組織3~4万)を中心とし、これらが農業生産の大部分を担う農業構造を確立する必要がある。

しかしながら、現在、日本経済の停滞の中で、農産物価格の下落、農産物輸入の増加等が、「意欲と能力のある経営体」の経営に悪影響を及ぼしつつあり、このような事態に対応し、目標を実現するためには、経営政策の抜本的見直しをはじめとする構造改革推進のための施策の見直し・再編を一層促進しなければならない。

さらに、都市と農山漁村の共生と対流が実現するよう、人・もの・情報が循環する共通社会基盤(プラットフォーム)を備えた新たなむらづくりを推進することにより、

- ① 農山漁村において、都市と変わらない社会基盤の下での生活や仕事、「都市の持つ魅力

へのアクセス」などが可能となり、集落機能の回復、国土の維持・保全、地域の活性化が図られる。

② また、都市住民には「おいしい水」「きれいな空気」「美しい自然」をもった「ふるさと」の提供が図られる。

このため具体的には、以下の方策を重点的に推進する。

(1) 「農業の構造改革」を通じた効率的な食料の安定供給システムの構築

～安全でおいしい食料の安定供給を担う農業構造の実現～

(7) 地域における多様な農業の存在を踏まえ、これまでのようによく一律に同様な施策を行うのをやめ、それぞれの特色等に応じた適切な施策を講じる。

① 「意欲と能力のある経営体」については、「食料自給率の向上」を基本とした食料の安定供給を中心的に担う経営体と位置付け、家族農業経営の規模拡大や農業経営の法人化の推進など構造改革のための支援策を各施策の特色を踏まえつつ、可能な限り集中化・重点化する。

具体的には、他産業並みの労働時間で他産業とそん色ない生涯所得を目指す、農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者（以下「認定農業者」という。）のいる農業経営を「意欲と能力のある経営体」（育成すべき農業経営）の基本とする。

このほか、集落を一つの農場として効率的に一括管理・運営する集落営農については、施策の目的、性格を勘案しつつ、適切な措置を講ずる。

② それ以外の農家等については、

a 「意欲と能力のある経営体」をサポートし、地域の農業資源の維持管理において一定の役割を担うもの

b 豊かな自然環境の中で健康、生きがいのための農業など人と自然との共生の役割を担うもの

と位置付け、その役割に応じた適切な施策を講じるとともに、これらの者が、農村コミュニティを構成している重要なメンバーであることから、農村振興施策等については、これらの者も含めて実施する。

(i) 特に、構造改革が遅れている米や、輸入急増によりセーフガード暫定措置発動に至った野菜等においては、生産・流通にわたる構造改革を重点的に実施する。

① 我が国農業の中核をなす米については、米や水田農業をめぐる現下の状況を踏まえ、効果的な需給調整体制の構築、水田農業の構造改革、安全性に関する取組の強化と消費拡大の推進、備蓄運営の健全化、流通の効率化等を内容とする米政策の改革を推進する。

② 野菜等については、輸入急増によりねぎ等のセーフガード暫定措置発動に至ったことを踏まえ、今後輸入野菜等との競争に勝ち残っていくため、ねぎを始めとする野菜等について生産・流通の構造改革に取り組む。

(ii) 消費者ニーズに的確に対応できる食料供給システムの構築に向け、効率的で安定的な農業経営を育成していくため、生産・流通面も含め既存の諸施策を抜本的に見直し、以下の重点政策課題に対応する施策に思い切って重点化する。

① 創意工夫を生かした農業経営の展開を可能とする構造改革の推進

② 安全・安心で良質な食料の供給システムの構築による消費者の信頼確保

③ 構造転換に取り組む経営の価格変動リスクを軽減するセーフティーネットの整備

④ セーフガード暫定発動等に伴う生産・流通構造改革

⑤ 世界の食料安全保障への貢献

(e) 特に喫緊の課題である消費者の信頼確保を図るために、食品の安全性・品質確保対策の充実を図る。

① BSE（牛海綿状脳症）の発生を踏まえ、BSEに感染していないことが証明された安全な牛以外、と畜場から食用としても飼料原料用としても出ていくことのないシステムを引き続き確保するとともに、農場における中枢神経症状を示す等の牛のサーバイランスの強化、食肉等のトレーサビリティ（追跡可能性）の確保等をもって、流通食品に対する消費者の安心や信頼を確保

② 食品の表示・規格対策を充実強化

③ 農畜産物の生産から消費に至る各段階において、農薬等の農業生産資材の適正な使用の確保、食品製造業等におけるHACCP（危害分析重要管理点）手法の導入、高度な衛生管理手法を取り入れた食肉センターの整備、新技術の開発等を推進

④ 農畜水産食品に関連するダイオキシン類及び内分泌かく乱物質問題への対応を推進

(2) 循環型社会の構築に向けた農山漁村の新たな可能性の創出

～美しい国づくりに向けた自然と共生する農山漁村環境の創造～

(7) 農山漁村において、都市と変わらない社会基盤の下での生活や仕事、「都市の持つ魅力へのアクセス」などが可能となり、集落機能の回復、国土の維持・保全、地域の活性化に資するとともに、都市住民には「おいしい水」「きれいな空気」「美しい自然」をもった「ふるさと」の提供が図られ、都市と農山漁村の共生と対流が実現するよう、人・もの・情報が循環する共通社会基盤（プラットフォーム）を備えた新たなむらづくりを推進する必要がある。

(i) 都市と農山漁村の共生を可能とする条件整備として、農山漁村における社会資本整備については、事業の内容自体を安全な食料の安定供給等とあわせて循環型社会の構築や自然との共生に寄与するものに改革し、都市住民にも開かれた新たな農山漁村の可能性を切り開く。

具体的には、以下の施策を重点的に実施する。

① 多くの国民の願望を実現する「むらづくり」

② 農林水産公共事業の「環境創造型事業」への転換

(3) 環境問題への対応、少子・高齢化への対応等の21世紀の政策課題の重点的推進

「基本方針」の「7つの改革プログラム」等を踏まえ、平成14年度予算における重点的推進7分野（①循環型経済社会の構築など環境問題への対応、②少子・高齢化への対応、③地方の個性ある活性化、まちづくり、④都市の再生、⑤科学技術の振興、⑥人材育成、教育、⑦世界最先端のIT国家の実現）について積極的に推進する。

以上の構造改革推進のための重点施策については、効果的かつ効率的な行政の推進、行政の説明責任の徹底を図る観点から、政策評価を積極的に推進することにより、基本法及び基本計画に即した施策の効果の評価を行い、その結果を踏まえて施策内容等の不断の見直しを行う。

3 財政措置

重点施策をはじめとする施策の総合的な推進を図るために必要な財政措置を講ずることとし、平成14年度農業関係予算一般会計予算額は、総額2兆4,172億円を計上している。食料・農業・農村基本法制定以降、平成12年度においては中山間地域等直接支払い制度の創設、平成13年度においては食料自給率向上対策の強化を行う等予算の重点化を図ってきており、平成14年度においては、「平成14年度予算編成の基本方針」（平成13年12月4日閣議決定）等に即し、公共事業から非公共事業への転換を行うこととしており、これにより麦・大豆関連施設の整備等による地域農業の構造改革対策、野菜・いぐさの機械・施設整備等による野菜等の生産・流通合理化対策等の強化を図ることとしている。

また、平成14年度の農林水産省関係の財政投融資額は、2,662億円を予定している。このうち主要なものは、農林漁業金融公庫への財政投融資計画額で2,080億円となっている。

○ 食料・農業・農村基本法制定以降の予算の変化

（単位：億円、%）

	12年度（比率）	13年度（比率）	14年度（比率）
農業予算総額	25,702 (100.0)	25,484 (100.0)	24,172 (100.0)
非公共事業費	14,541 (56.6)	14,486 (56.8)	14,720 (60.9)
公共事業費	11,161 (43.4)	10,997 (43.2)	9,453 (39.1)

（注）当初予算。NTT事業分を含む。

○ 公共事業から非公共事業へのシフト（総額550億円）

○地域農業の構造改革	<ul style="list-style-type: none"> ・アグリ・チャレンジャー（創造的高付加価値農業に積極的に取り組む者）支援 ・地域農産物の安定的な販路開拓の支援 ・麦・大豆の乾燥調製施設の整備等の生産振興等
○経営体の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・地域農業の核となる農業法人の育成 ・地域において育成すべき担い手に対する農地の利用集積の促進等
○野菜等の生産・流通の合理化	<ul style="list-style-type: none"> ・野菜、いぐさの機械・施設の整備 ・ITの活用、モーダルシフト、卸売市場の機能強化等による流通の効率化・高度化 ・消費改善対策等を通じた野菜の需要拡大・価格安定等

4 立法措置

重点施策をはじめとする施策の総合的な推進を図るために、第154回国会に、

- ・「農業経営の改善に必要な資金の融通の円滑化のための農業近代化資金助成法等の一部を改正する法律案」
 - ・「農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法案」
 - ・「野菜生産出荷安定法の一部を改正する法律案」
- 等を提出する。

5 税制上の措置

重点施策をはじめとする施策の総合的な推進を図るために、以下をはじめとする所要の税制措置を講じる。

（1）農業経営の安定及び構造政策の推進

- （7）平成13年度水田農業経営確立助成補助金等に係る特例措置（個人は一時所得扱い、法人は固定資産の圧縮記帳）を講じる。（所得税、法人税）
- （4）土地改良法に基づく換地処分による創設農用地を認定農業者等が取得した場合の換地清

算金を農地保有合理化等の譲渡所得の800万円の特別控除制度に追加等の措置を講じる。(所得税、住民税、不動産取得税)

- (4) と畜場において設置されるBSE対策実施のための一定の償却資産について、取得から3年間、課税標準を1/2とする措置を講じる。(固定資産税)

(2) 農業関連企業・団体等の経営基盤の強化

連結納税制度の導入に際し、協同組合等に対して以下の措置を講じる。(法人税、住民税、事業税)

- ①親会社が協同組合等である場合の税率は23% (普通法人は30%)
②中小法人及び協同組合等の退職給与引当金を10年間 (普通法人は4年間) で段階的に廃止

6 金融措置

各種制度資金を、担い手の経営展開にとって必要な資金が円滑に供給される、分かりやすく、使いやすい資金制度とすることを旨として、抜本的に見直すとともに、法人経営の育成を加速するため、農業法人の自己資本充実のための措置を創設する。

特集 食品の安全性と品質の確保

1 BSE対策

平成13年9月10日、我が国で初めて牛海绵状脳症(BSE)に罹患していると疑われる牛が発見され、同月21日、当該牛がBSEに罹患していることが確認された事態を踏まえ、10月18日に厚生労働省と農林水産省が連携して、

- (1) と畜場においては、食肉処理されるすべての牛にBSE検査を実施し、BSEと診断した牛をすべて焼却
(2) と畜場においては、BSEの原因とされる異常プリオンが蓄積しやすいといわれる特定危険部位(脳、眼、脊髄、回腸遠位部)を、食肉処理されるすべての牛について除去・焼却することを法的に義務付け
(3) 農場においては、BSEが疑われる牛、その他中枢神経症状を呈する牛等について、BSE検査を含む病性鑑定を実施し、検査結果にかかわらず、と体はすべて焼却する体制を整備した。これにより、安全な牛以外は、と畜場から食用としても飼料原料としても出していくことのないシステムを確立した。

また、BSEの主な感染源とされている肉骨粉等については、9月18日に反対する動物由来肉骨粉の牛への給与を法的に禁止するとともに、10月4日から当分の間、すべての国からの肉骨粉等の輸入並びに国内における肉骨粉等の製造・出荷を一時停止することとし、これによりBSEの感染経路を遮断する体制を確立した。

さらに、牛由来原材料を用いた加工食品に対する消費者の不安を解消するため、当該食品に係る特定危険部位の使用の有無について、製造者及び加工者に点検を要請し、特定危険部位を使用していたことが確認された加工食品等については、自主回収、原材料の変更等を要請し、11月初旬にとりまとめ結果を公表した。

今後も、安全・安心な牛肉供給を図るために、と畜場におけるBSE検査を的確に実施するとともに、

- (1) 牛の誕生から育成過程・流通経路を管理・追跡できるトレーサビリティの体制整備
(2) と畜場におけるBSE全頭検査体制の下での食肉処理・流通体制の整備
(3) 家畜保健衛生所におけるBSE検査体制の整備等を推進する。

また、新たに整備する隔離実験施設の活用や英国との共同研究の実施等を通じBSE研究を強化し、発症機構の解明や生前診断法の開発等に取り組む。

BSE問題に関するこれまでの行政対応上の問題を検証し、今後の畜産・食品衛生行政のあり方について調査検討を行うことを目的として、農林水産大臣及び厚生労働大臣の私的諮問機関として、「BSE問題に関する調査検討委員会」が平成13年11月に設置され、本年4月に委員会報告が出されたところであるが、平成14年度においては、同委員会報告も踏まえ、その具体化に向けた対応を行っていく。

2 食品表示制度の強化・改善方策の検討

食品の原産地等を偽るなど、虚偽の表示事件が相次ぎ、消費者の食品表示に対する信頼が著しく損なわれていることから、農林水産省においては、食品表示に関する消費者の信頼確保を図る観点から、本年2月8日に野間副大臣を本部長とする「食品表示制度対策本部」を設置し、表示の信頼性と実効性の確保に向けて、罰則の強化等表示の実効性の確保措置、表示事項の見直し、新しいJAS規格の制定等制度の見直しとその改善・強化を図っているところである。

例えば、監視体制の強化のため、農林水産省では、①広く国民から食品の表示について情報提供を受けるためのホットラインとして、2月15日に食品表示110番を設置し、②2月28日から全国約500の事業所を対象に食肉の表示実態調査を行っている。また、平成14年度から新たに食品表示ウォッチャーによる表示のモニタリングを行うこととしている。厚生労働省では、3月8日に都道府県等に対して①食品衛生法に基づく表示が適正になされているかどうかの調査の徹底、②調査の過程で、JAS法等の他法令に違反する事例を発見した場合の担当部局への迅速な情報提供を要請し、4月末までの調査結果を取りまとめ、公表する予定である。

このほか、以下のとおり食品の表示・規格対策の充実・強化を図る。

(1) 有機農産物の認証の促進

JAS法に基づく適正な表示が付された有機農産物の普及を図るために、実地講習会の開催等により、有機農産物の生産農家の認定等を促進する。

(2) 特別栽培農産物の表示手法の検討

特別栽培農産物（無農薬、無化学肥料、減農薬、減化学肥料栽培農産物）の表示について、表示ガイドラインの見直しを含め、表示手法、表示の信頼性確保のための具体的措置等について検討する。

(3) 加工食品の原料原産地表示

加工食品の原料原産地についての情報に対する消費者の要望が強いことから、個別品目毎に精査し、表示基準の検討を行う。

(4) 遺伝子組換え食品の表示制度の円滑な推進

JAS法及び食品衛生法に基づく遺伝子組換え食品の表示ルールの定着を図るとともに、表示対象品目について、新たな遺伝子組換え農産物の商品化、遺伝子組換え農産物の流通及び原料としての使用の実態、組み換えられたDNA及びこれによって生じたたん白質の除去並びに分解の実態、検出方法の進歩等に関する新たな知見、消費者の関心等を踏まえ、適宜見直しを行う。

(5) 夏期及び年末の一斉取締り

特に夏期及び年末に食品衛生法に違反する食品等の取締り強化を都道府県等に要請し、食品衛生法上の表示違反が確認された場合には適切な表示を行うよう指導するよう要請する。あわせて、他法令の違反が確認された場合には、担当部局への迅速な情報提供を要請していく。

(6) 消費者意識の把握等

国民生活モニター等に対し、食品表示に関する意識調査を実施することにより、消費者の意識を把握し、消費者の声が的確に関係省庁の施策に反映されるよう努める。

3 食品の安全性に係るその他の関連施策

大規模な食中毒の発生や数々の異物混入事故、安全性未審査の遺伝子組換え農産物の食品への混入等、食品の安全性に関わる問題が多発し、国民の関心の高まりが見られる中で、食品に由来する健康危害のリスクを消費者や食品事業者等との間で共有し、このリスクを極力最小化できるよう関係者が一丸となった、「農場から食卓まで」の取組を展開することが求められている。このため、

- (1) 農畜水産物の生産から消費に至る各段階において、農薬等の農業生産資材の適正な使用の確保、食品製造業等におけるHACCP（危害分析重要管理点）手法の導入、高度な衛生管理手法を取り入れた食肉センター等の整備、新技術の開発等を推進する。
- (2) 国産農畜水産物の安全性の確認検査については、引き続き、米麦、食肉等の残留農薬検査、残留動物用医薬品検査等を実施し、安全性確保に万全を期する。また、農薬等の適正使用に関する巡回点検指導を実施するとともに、残留農薬等の調査・分析体制を整備し、消費者の「安全・安心」ニーズに対応した多様な生産活動に取り組む生産者を支援する。さらに、ダイオキシン及び内分泌かく乱物質については、関係府省間の連携を図りつつ、農畜水産物等への影響実態を把握するための全国的な調査等を引き続き実施する。
- (3) このほか、食品の生産・製造方法等に関する情報開示システム（トレーサビリティ・システム）を開発し、万一、食品安全事故が発生した場合の原因の究明等を容易にするとともに、消費者に対する情報提供の高度化を図る。
- (4) 輸入食品の安全性問題については、①海外情報の収集に努めるとともに、輸出国における衛生管理実態の把握に努め、検疫所において違反食品である蓋然性の高い食品等について食品衛生法に基づく検査命令を発出するほか、モニタリング検査（抜取り検査）を行い、違反食品が国内に輸入されないように安全監視を引き続き行うとともに、②農林水産省内に「動植物検疫・輸入食品安全性対策本部」を設置し、輸入食品の安全性確保のための方策等を検討するとともに、引き続き、輸入野菜の計画的かつ重点的な検査を実施する。

I 「農業の構造改革」を通じた効率的な食料の安定供給システムの構築 —安全でおいしい食料の安定供給を担う農業構造の実現—

1 創意工夫を生かした農業経営の展開を可能とする構造改革の推進

効率的で安定的な経営体が農業生産の大部分を担う農業構造の確立に向け、地域の実情に応じ、農地の利用集積、集団化、認定農業者への施策の重点実施、集落営農の新たな確立と効率化、加工・流通部門も含めた農業経営の法人化等に取組むとともに米政策の改革を推進する。

(1) 米政策の見直しと当面の需給安定のための取組

米や水田農業をめぐる現下の状況を踏まえ、効果的な需給調整体制の構築、水田農業の構造改革、安全性に関する取組の強化と消費拡大の促進、備蓄運営の健全化、流通の効率化等を内容とする米政策の改革を推進する。この改革は、生産現場の理解と納得を基礎に、政策の継続性にも留意しつつ、着実かつ実効のあるものとして実施していく。

この実施のため、平成13年11月に定められた「米政策の見直しと当面の需給安定のための取組について」に基づく以下の施策を講じる。

また、これと併せて、当面の需給安定のための取組として、平成14年産の生産調整対策等を着実に実行する。

ア 生産調整

生産数量管理への円滑な移行のため、公平性の確保のための制度的枠組みなどの実効ある多様な措置を含めた生産数量管理に関する検討課題について、生産者団体、行政等から構成される研究会において検討し、可能な限り、平成15年度実施に向け早急に結論を得る。

イ 水田農業の構造改革と稲作経営安定対策

(7) 稲作経営安定対策については、生産調整の円滑な推進に果たしてきた役割を踏まえつつ、構造改革の観点から、昨年の経緯を踏まえ、経営所得に係る施策の確立を検討する中で、そのあり方を検討する。

(イ) 稲作経営安定対策の基準価格について、平成14年産以降は据置措置については、モラルハザード等の問題を回避した農家経営の安定に資するものに見直し、過去7ヶ年の自主流通米価格のうち最高と最低の価格を除いた5ヶ年の平均価格とする。

(ウ) 地域単位での構造改革を促進するため「地域水田農業再編緊急対策」を3ヶ年間実施する。

ウ 安全性に関する取組と消費拡大

(7) 食品の安全性に関する消費者の関心の高まりに対応し、米の安全性に係る取組を強化するとともに、米の安全性確認に必要な体制の一環も早い確立を図る。

(イ) 日本の食文化への理解と継承及び食料・農業・農村基本法に基づく食料自給率の向上、国民の健全な食生活の実現を図る上で重要なごはん食の推進について、官民を通じて思い切った予算措置を図り、テレビの積極的活用等により、食生活指針の普及と連携しつつ、一大国民運動的に展開する。

(ウ) 米の品質表示基準を明確化するとともに、適正表示の確保のための取組を強化する。

エ 備蓄運営

政府による備蓄について、需給動向や価格水準を勘案しつつ、適正水準を6月末100万トン程度に引き下げ、年間販売数量を50万トン程度の現実的な数量とし、また、売渡しについて入札取引への参加により指標価格を形成して行う等健全化措置を実行する。

オ 計画流通制度

(7) 計画流通制度に代わる安定供給体制を整備すべく、その具体的な内容について生産調整の見直し等と併せてアの研究会において精力的に検討する。

(イ) 新たな制度の下での円滑な需給調整のため、「米流通システム改革促進対策」により、豊作等による予期せぬ過剰米の発生に対し流通段階で機動的に対応する。

カ 当面の需給安定のための取組

(7) 平成14年度の生産調整の規模は、平成13年度と同様、緊急的に拡大した101万ヘクタール（かい廃分を控除したベースで97万ヘクタール）とし、生産者団体と行政が一体となって推進する。推進に当たっては、関係機関との連携により、現場における公平性がより確保される取組を促進する。

とも補償、水田農業経営確立助成及び緊急拡大分に係る追加的助成については、現行の助成体系を基本とする。

平成14年度においては、可能な限り、生産数量管理の平成15年度実施に向け、生産者への理解の浸透等の取組を行う。

平成14年産に係る稲作経営安定対策について、平成13年産と同様の追加の資金造成措置を講ずる。また、資金状況の悪化している銘柄については、引き続き、作付転換、更に必要な場合には補てん率の調整等により、資金状況の改善を図る。

(イ) 水田農業の構造改革を促進する観点から、「地域水田農業再編緊急対策」において、集落・地区単位の生産調整の超過達成面積について次の助成を行う。

① 増加した超過達成面積に対して、25,000円／10アール

② 既存の超過達成面積に対して、8,000円／10アール

(ウ) 生産者団体の主体的取組である緊急需給調整対策については、平成13年度における実施状況も踏まえて仕組みを見直した上で、その円滑な実施を図る。

(エ) 平成13年産の生産オーバー分の配合飼料用処理や持越在庫の調整保管を実施し、需給均衡を図る。

(オ) 政府買入れについては、備蓄運営ルールに則し運用する。また、配合飼料用処理に伴い生産オーバー分約11万トンについて政府買入れを行う。

(2) 土地利用型農業を中心とした構造改革の推進

地域における多様な農業の実情に応じた構造改革を推進するため、地域において育成すべき担い手の明確化、その経営展開の方向等を内容とする地域農業構造改革計画を緊急に策定し、当該計画に即し、地域における農業構造の転換を促進する。

ア 先端的な農業経営の育成

農業生産を核に加工・流通・販売等に取り組むアグリビジネス（創造的高付加価値農業）に積極的に取り組む経営体（アグリ・チャレンジャー）に対し、新商品、新技術等の開発を積極的に支援するとともに、出資などを通じた消費者との連携を促進するほか、こうした取組に必要な生産・加工・流通・販売施設等を整備する。

イ 地域農業の核となる農業法人の育成

(ア) 農業経営の法人化の推進

農業経営の法人化と体质強化を図るため、農業法人の設立・運営についての指導、相談、研修等を実施するとともに、法人経営の発展、労働環境の改善のための調査・分析を行い、これらの経営情報を効率的に普及するシステムを構築する。また、畜産経営の法人化等に伴う既存施設の高度利用のための施設・機械等の整備を行う。

さらに、「地域農業構造改革計画」に即し、望ましい農業構造の実現を図るために、以下の農業法人の育成を図る。

- ① 加工・流通・販売部門等の農業生産以外の部門への進出にとり組む農業法人
 - ② 地区内の農業の請負や地区内農家を雇用すること等により地域農業の支援を行う農業法人
 - ③ 地区内の農用地等の農業経営資源を継承する農業生産法人
 - ④ 地域の農地利用の集積の核となる特定農業法人
 - (イ) 法人経営を核とした地域農業システム構築の促進
- 経営管理能力、マーケティングノウハウ等を備えた農業法人を核として、地域における作付け調整、異業種との提携等を内容とする生産から流通・販売までを含めたシステムを構築するための活動をモデル的に推進する。

ウ 集落営農の新たな確立と効率化

「地域農業構造改革計画」に即し、望ましい農業構造の実現を図るために、主たる従事者が他産業並みの生涯所得の確保を目指し、収益・費用のプール計算を行うなど一定の用件を満たす集落営農組織の育成を図る。

エ 地域農産物の安定的な販路開拓

地域農産物の販路開拓に必要な生産・実需サイド双方向の情報提供及び栽培技術指導等に対するアドバイザー支援を実施するとともに、実需サイドのニーズに応じた地域農産物の安定的

な供給体制を整備する。

オ 担い手への農地の利用集積の推進

基盤整備が実施された地区において、地域農業者の合意の下に農地利用に関するプランを作成し、農地保有合理化促進事業の重点的実施により担い手への農地の利用集積を加速する利用集積緊急推進事業を創設する。

また、経営構造対策推進事業実施地区を対象に担い手の経営農地の面的集積や作物別作付地の団地化を促進する転換システム構築支援事業を創設する。

カ 経営改善に向けた支援の強化

(カ) 経営対策の体制の整備

認定農業者等担い手の育成、農地の利用集積、新規就農者の確保・育成、女性・高齢者の活動の促進等に向けた施策の一括・総合的な推進を図る観点から、中長期的ビジョン・目標や年度活動計画を策定するための体制整備を実施する。

(イ) 認定農業者等の経営改善に向け、市町村に設置されている経営改善支援センターを中心として農業改良普及センター、農協・農業委員会、農地保有合理化法人の役割分担を明確化し、これらの連携強化を通じて経営の発展段階に対応した総合的な支援活動を推進する。また、その経営改善支援の総合相談窓口としての機能の強化・充実を図るため、同センターへの専任の農業経営指導者の設置を支援する。

(カ) 認定農業者等を対象に、複式簿記の地域別講習会、実践講習会をはじめとして、簿記記帳指導推進活動を実施し、経営管理能力の向上を図る。

(エ) とともに、地域における経営改善支援センターと地域農業改良普及センターの連携強化等による支援体制を確立する。普及事業を通じて担い手の経営の発展段階に応じた高度できめ細かな経営・技術支援等を実施する。

(オ) 低コストによる資本設備の充実の支援

認定農業者や地域に貢献する農業法人等の積極的な経営展開に必要な機械・施設について、リース方式による導入に対する支援を行う。

(カ) 意欲ある担い手に対するきめ細かな経営支援

認定農業者の経営展開を支援する農業経営基盤強化資金及び農業経営改善促進資金等の円滑な融通を行う総合融資対策の推進を図る。

また、意欲ある担い手に対するきめ細かな経営支援と優良経営資源（人材、農地、機械施設等）の活用を推進し、効率的かつ安定的な経営体の育成を図るため、個々の農業経営の実情に応じて、積極的な経営展開・負債整理に対する総合的な融資を推進する。

(キ) 経営の多角化等に必要な人材の育成

農業法人の経営の多角化、高度化、規模拡大等に伴い必要となる人材の確保の円滑化及び農業セクターにおける雇用吸収力の強化を図るために、雇用に関する情報提供及び就業促進のための支援策等を充実する。

キ 新規就農の促進

次の農業経営を担う人材を育成・確保していくため、就農に関する情報提供や相談活動のほか、「技術の習得」、「資金の手当」、「農地の確保」という就農時の課題に対応し、新規学卒の農家子弟に加え、他産業からの転職、農外からの新規参入等多様化が進む意欲ある就農希望者について、個々の経歴等を生かした就農が実現できるようきめ細かな支援策を講じ、今後の農業経営、農村社会の担い手となる有能な人材の育成・確保を図る。

(7) 就農に関する情報提供・相談活動の展開

職業としての農業への関心の高まりに対応するとともに、多様化する就農希望者のニーズに的確に対応した効率的な就農相談・情報発信を行うため、全国新規就農相談センターを中心としたＩＴ活用情報ネットワークを構築するほか、農業等就職相談コーナーを設置している公共職業安定所との連携に加え、新規就農を希望する酪農ヘルパーの増加にかんがみ、(社)酪農ヘルパー全国協会とも連携し、以下の施策を講ずる。

- ① 市町村農業委員会や全国農業会議所、全国及び都道府県新規就農相談センター等の農業関係団体の有する農地や研修、住宅等就農及び生活関連情報を集約し、就農希望者等に対する就農相談及び情報提供の充実を図る。
- ② 大都市及び地方拠点都市において、就農希望者を対象とした移動相談会を開催するほか、新規就農対策に積極的に取り組む市町村等の地域が開催する現地就農説明会等を支援する。
- ③ 就農希望者を受け入れる農業法人等の合同就職説明会を開催するとともに、実践的な農業経営の体験を通じた経営感覚に優れた農業経営者の養成を推進する。
- ④ 地域の指導農業士の下で、就農前の一定期間、農業・農村体験を実施し、地域への円滑な就農を促進する。

(8) 新規就農者の円滑な技術習得

基礎研修から現地定着まで、技術の発展段階に応じた農業技術・経営研修事業を体系的に実施する。

- ① 「就農準備校」を運営する団体、都道府県、企業等で構成される協議会等の推進体制の下、民間団体による大都市圏及び地方拠点都市での就農準備校の設置への支援を引き続き行うとともに、都道府県による地方都市での設置に対する支援を行う。
- ② 道府県農業大学校等の養成、研究及び研修の各部門において、農家子弟、Uターン者、法人就農希望者等多様な就農形態に対応した研修教育の実施と共に必要な施設整備を行うとともに、指導職員の資質向上のための研究活動を推進する。
- ③ 市町村、農協等が就農希望者の現地定着を支援するために行う、生産現場段階の実践的な研修コースの開設・運営と研修に必要な農業機械等の整備を支援するとともに、新たに市町村等において、先進農家が研修生を受け入れる際の機械の貸与を行うなど、先進的農業者等による受入研修の実施体制を整備する。
- ④ 地域ぐるみでの新規就農者の受け入れを行う場合に必要な研修・宿泊施設の整備を行う。
- ⑤ 就農後の青年農業者組織が行う機材の改良等のプロジェクト研究を通じた自主的な研修活動を支援する。

(9) 新規就農者が必要とする資金の融通

新規就農者の就農ルートの多様化に対応して、新規就農者が必要とする資金を適切に融通するため、農業信用保証保険制度を活用しつつ、無利子の就農支援資金制度をはじめと

した各種資金制度の積極的な推進を図る。

- ① 就農前の研修その他の就農準備に必要な資金の手当を支援するため、就農相談活動等の支援業務を総合的に行う都道府県青年農業者等育成センターを通じ、無利子の就農支援資金(就農研修資金及び就農準備資金)の貸付けを行う。
 - ② 経営開始時の施設の設置、機械の購入等に必要な資金の手当を支援するため、都道府県青年農業者等育成センター、農協、銀行等の多様な貸付主体を通じ、無利子の就農支援資金(就農施設等資金)の貸付けを行う。
 - ③ 農協、銀行その他の金融機関が貸し付ける就農支援資金(就農施設等資金)について、農業信用保証保険制度を活用し、資金を借り受ける際の信用力の補完措置を講ずる。
 - ④ 就農支援資金(就農施設等資金)の貸付けと併せ、農業近代化資金及び経営体質強化資金の積極的な貸付けの推進を図る。
- (i) 新規就農者による円滑な経営継承
- 離農農家、規模縮小農家の経営基盤の継承先として、新規就農者が期待されることにかんがみ、農地の確保、施設・機械の整備、家畜の導入等、初年度投資が大きく多様な準備が必要な畜産を中心に、以下の経営継承の円滑化のための施策を講ずる。
- ① 我が国実態にあった日本型畜産経営継承システムを構築するため、多様な継承方式の一つとして、法人が持つ新規就農者の育成機能を活用し、従来の農協等に加え、協業法人経営体が離農跡地の施設等を整備して元実習生等の新規就農者にリースする事業を推進する。
 - ② リース機械・施設の整備に係る各種補助事業と農地保有合理化事業を活用したリース農場の設置を推進する。
 - ③ 新規就農者による経営継承を円滑に行うため、地域の離農・規模縮小等の動向を把握するための意向調査等を実施する。
- (ii) 農繁期等における援農支援体制の整備
- 経営基盤が脆弱な新規就農者等に対して、労働力が不足する農繁期を中心に、農業に関心のある都市在住者が援農ボランティアとして支援するために必要な農作業等の事前研修の実施、受入れ体制等の整備を図る。
- (iii) 新規就農者の経営定着の促進
- 就農ルートの多様化に伴う多様な新規就農者の経営定着を図り、認定農業者等の農業経営の担い手へと発展させるために必要な普及指導活動のモデル化の推進を図る。
- ① 多様な新規就農者の多種多様なニーズに的確に対応した指導を行うため、地域において新規就農者支援ネットワークの構築を図る。
 - ② 多様な新規就農者の多種多様なニーズに対応するための課題の抽出、経営定着に向けたカルテの作成等、改良普及員による普及指導活動の高度化を図る。
 - ③ 新規就農者支援ネットワークを活用した受入体制の強化、地域へ新規就農者を受け入れる際の合意形成を促進する等、新規就農者が地域に参入しやすい受け入れ環境の整備を図る。

ク 農業教育の振興

農林水産省及び文部科学省の連携の下、小中学生の農業に対する理解を深めるとともに、子どもたちの「生きる力」をはぐくむため、「21世紀教育新生プラン」の推進を図るなど、学校内外における農業体験学習の機会の充実を図るとともに、青年農業者の育成に関する取組を推進する。

(7) 小中学生の農業に対する理解の増進に向けた取組

- ① 地域内及び地域間の連携による農業体験学習を推進するため、モデル市町村における農業関係機関と教育関係機関の連携の下、小中学生の農業体験学習の場の設定及び学習の取組を支援する。
- ② 都道府県や地域農業改良普及センターにおいて、農業体験学習の指導者の登録、農業体験を行う子ども達のグループづくり、農業・農村の理解のための副読本の作成、学校教員に対する研修会の開催等を行うほか、農業体験に関する图画コンクール等の啓発活動等を行うことを支援する。
- ③ 農業体験学習の全国的な展開を図るために、中央段階での推進体制を整備し幅広い層に対する普及・啓発活動を実施するとともに、学習意欲の向上と農業に対する理解の向上を図るための事例発表コンクール及びシンポジウム開催を支援する。
- ④ 小中学校が農林水産業体験学習を企画する際に必要な体験学習の受入れ者、教育環境、学習可能内容、現地指導者、教材、事前事後学習の支援内容、施設等の情報に関するデータベース及び検索プログラムを開発しWebサイトで提供する。
- ⑤ 意欲ある農業の担い手の育成・確保に重要な役割を果たしている農村青少年研修教育団体において、首都圏等の都市部の小中学生等が学校内外の活動として取り組む農業体験を受け入れるために必要な施設等の整備、教員や指導者養成の研修会等を実施する。
- ⑥ 子ども達の体験活動等に関する情報提供を充実するため、グリーンチャンネル等において農業に関する番組を提供するほか、全国の市郡単位程度に1カ所、簡便な情報誌の配布、電話相談等を行う「子どもセンター」を設置する。
- ⑦ 農林水産省と文部科学省が連携して、地方公共団体が実施する、青少年が農家などで2週間程度の長期間、農業体験等の自然体験活動に取り組む事業に対して助成する。
- ⑧ 「省庁連携子ども体験型環境学習推進事業」の中の「農業体験」
子どもの豊かな人間性をはぐくむため、農林水産省と文部科学省が連携して、地域の身近な環境をテーマに、子どもが自ら企画して行う、農業体験等を通じた継続的な体験型環境学習を推進する。
- ⑨ 子ども達が農村の自然の遊びに親しむとともに、農業に対する理解を深めることができるように、農林水産省と文部科学省が連携し、子ども達が豊かな遊びを体験できる農業用水路の登録、利用促進、整備等を行う「あぜ道とせせらぎ」づくりを推進する。
- ⑩ 全国44地域を指定し、専門高校と小・中学校との連携による農林水産業教育などの推進について実践的な調査研究を実施する。
- ⑪ 青少年が農業体験を通して環境の保全等について学習する機会の充実を図るために情報提供や、コーディネイト等を行う支援センターの設置等の推進体制を整備する。

(8) 青年農業者等の育成に向けた取組

- ① 農業高校生等の先進農家等における体験を含め、高校生のインターンシップ（就業体験）を推進するため、フォーラムを開催するとともに、地域農業改良普及センターによる受入農家の情報提供等を行う。
- ② 道府県農業大学校と農業高校の連携の下、教育手法や交流の在り方等に関する研究活動を行うほか、農業大学校において高校生を対象に農業の実務実習の体験等を行う「緑の学園」等、就農意欲や職業観の醸成のための取組を推進する。
- ③ 農業の現場に精通し、かつ高度な知識と技術を兼ね備えた人材の育成を推進するため、道府県農業大学校等の施設を活用して、4年制大学等の学生の農業実習等に対する受入体制の整備及び情報提供等を行う。

(3) 担い手向け制度資金の再構築

各種制度資金を、担い手の経営展開にとって必要な資金が円滑に供給される、分かりやすく、使いやすい制度資金とすることを旨として、抜本的に見直すとともに農業近代化資金・農業改良資金・農林漁業金融公庫資金について、1つの窓口（農協、信連、公庫等）に融資申請を行えば、各融資機関が連携して融資審査を行い、最も適切な資金の融通が行われるような一元的融資手続のシステムを確立する。

さらに、法人経営の育成を加速するため、農業法人の自己資本充実のための措置を創設する。

ア 農業近代化資金

担い手の経営発展のための資金として再構築し、資金用途を経営改善に必要な長期資金全般（機械・施設全般及びこれに伴う長期運転資金を含む）に拡充する。

イ 農業改良資金

- (7) 担い手の創意工夫による高リスク農業（リスクの高い新作物分野、加工分野等への進出や新技術の導入。）への取組を支援するための資金として再構築する。
- (8) 農協等の民間金融機関から融資を行えるようにするとともに、各都道府県農業信用基金協会による機関保証の対象とする。

ウ 農林漁業金融公庫資金

- (7) 農業経営基盤強化（スーパーL）資金の法人限度額を引き上げる。
- (8) 経営体育成強化資金を土地利用型農業だけでなく、全農業種目に拡大する。

エ 機関保証の充実

担保や第3者保証人に依存せずに融資が受けられるよう、適切な経営改善計画を策定した担い手について、機関保証の充実を図る。

オ 農業法人の自己資本充実のための措置

農協系統、地方公共団体等の出資による、農業法人への出資業務を行う会社の設立を促進す

るため、地方公共団体に対する出資補助の措置を講ずるほか、農林漁業金融公庫からも当該会社に対して出資を行う。

(4) 生産基盤の整備と経営・生産対策のソフト施策との一体的実施

ア 農業経営や地域特性に応じた生産基盤の整備

輸入野菜の急増等、国際競争に耐えうる生産体制を確立し、食料自給率の向上を図るために、農業経営コストの削減を進め、地域農業の多様性に即した担い手の育成を図ることが特に重要である。こうした観点から、経営対策、生産対策等のソフト施策と一体的に生産基盤の整備を実施し、地域農業の構造改革を推進する。

- (7) 担い手育成型事業の要件を見直し、土地利用型農業の担い手に加え、露地野菜、果樹、施設園芸の担い手や、法人化を目指す集落営農を担い手の類型として明確に位置づけ、農地利用集積の対象に追加するとともに、露地野菜、施設園芸等の団地化や集落営農の法人化への支援等のきめ細かな対策を講じる。
- (イ) 担い手への農地の利用集積を推進する大区画は場の整備、需要と価格に応じた作物生産を可能とする水田の汎用化を着実に推進するとともに、生産対策と連携しつつ、麦、大豆等の産地形成に向けて土地改良区等が行う活動を支援する。
- (ウ) 担い手の負担を軽減する観点から、農地の利用集積に積極的に取り組む地区等に対する助成金の交付や、償還金の無利子での繰延措置を実施し、土地改良負担金の償還の円滑化を図る。
- (エ) 大型機械や特殊な技術を必要としない簡易な整備について、地域や受益農家のニーズや要望に応じ、受益農家等による施工への協力や資材・機材の提供を含む直営施工方式を積極的に導入し、事業コストを縮減する。
- (オ) 地域の特性を活かした野菜や花き、果樹等の産地形成やブランド化を促進するため、畑作地帯において、畑地かんがい施設、農道、区画整理等の基盤整備を行い、新規作物の導入や、作物の品質向上・収量増加を図る。また、それに併せて、基盤整備を契機とした産地の形成・強化に取り組む地域の活動を支援する。

イ 農産物物流の効率化を図るための農道整備

は場から物流拠点やネットワークへのアクセスを改善し、農産物を市場等へより多く、より早く、より安く出荷できる体制を作るため、農道の整備を推進する。

ウ 飼料基盤の整備

- (7) 飼料基盤に立脚した大家畜経営の安定的発展を図るため、担い手への草地集積を図りつつ、草地・農業用施設等を総合的に整備する。
- (イ) 気候的条件が不利な地域を含めた生産基盤の団地化を図るとともに、不作付水田等の草地転換を推進する「水田利用推進型」を追加する。

(5) 経営構造対策の推進

効率的かつ安定的な経営体が地域農業の大部分を占める農業構造を確立するため、地域全体の取組として新規就農の促進、認定農業者の育成、女性・高齢者の活動の助長等担い手となる経営体の育成・確保と地域農業の変革に必要となる施設の整備等を総合的に行う経営構造対策を実施する。

特に、平成14年度からは、地域の創意工夫に応じた効果的な事業の展開が図られるよう、全国共通目標の一部に代えて、担い手の育成に直結するものであると都道府県知事が特に認めた場合には、地域提案目標（特認目標）を設定するとともに、高付加価値型農業の積極的な展開を推進するため、以下の施策を講じることとする。

- (7) 地域の実情に応じ、地域農業の担い手に対する支援を強化するため、地元農畜産物の取扱割合や雇用者数などの一定の要件を満たす特定農業法人等を事業主体に追加する。
 - (イ) 離農者等の経営資産を担い手へ円滑に継承するため、経営継承円滑化支援施設において、中古農業用施設の買入経費を新たに補助の対象に追加する。
 - (カ) 女性農業者の子育てと農業活動の両立及び経営参画への総合的な支援等を行う女性アグリサポートセンターを整備する。
 - (エ) 経営の零細な農家が多くを占め、担い手を緊急に育成すべき地域に係る共通目標を新たに設定し、当該地域における担い手育成に資する施設整備等の支援を実施する。
- なお、事業の効果的な展開や政策評価の的確な実施に資するため、事業実施終了地区における実態調査や検討会の設置により事業効果についての定量的・定性的な評価手法の検討を行う。

(6) 構造展望を実現するための農地利用集積対策

効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の大部分を担う農業構造を実現し、食料自給率の向上及び生産振興に資するため、これらの農業経営への農地の利用集積を促進する。

ア 総合的な農地利用集積対策の推進

- (7) 市町村ごとに設定した農地流動化目標の達成に向けて、関係団体・機関が農地流動化関係情報を共有・一元化するとともに、関連事業の組合せや実施時期、役割分担等を明らかにした市町村事業連携計画を策定し、同計画に基づき総合的に農地流動化対策を実施する。
- (イ) 生産基盤が整備された地区を対象に、地域農業者の合意の下に担い手への農地の面的集積を促進するとともに、土地利用型作物の生産振興や農地の効率的利用に資する農地の利用調整を支援する農地利用集積実践事業を実施する。

イ 農地利用集積に資する支援策の充実

- (7) 大区画圃場整備等担い手の育成に資する基盤整備事業を推進するとともに、これらと一緒に無利子資金の貸付け及び促進費の交付等を実施する担い手育成基盤整備関連流動化促進事業を実施する。

- (イ) 担い手の育成に資する草地等の総合的な整備及び無利子資金の貸付けを行うとともに、連担化等を推進する担い手育成草地流動化促進事業を実施する。
- (カ) 効率的・安定的な経営体が地域農業の大部分を占める農業構造を確立するため、担い手への農地の利用集積等を事業実施地区全体共通の目標として設定し、担い手となる経営体の育成・確保に資する施設を整備する経営構造対策事業を実施する。
- (メ) 土地改良区等において、農業水利等に関する情報の整備を行い、農家間の水利用調整等を実施することにより、農地の利用集積を支援する。
- (オ) 大規模な土地利用型農業経営に向けて経営規模の拡大を図る認定農業者に対し、農地取得に伴う初期負担の軽減のための支援を行う。

(7) 女性の参画の促進に関する施策

男女共同参画基本法に基づく男女共同参画基本計画における農山漁村での男女共同参画の確立に向けた施策の基本的方向及び具体的な施策を踏まえ、男女が社会の対等な構成員としてあらゆる活動に参画する機会を確保することが重要であることにかんがみ、女性の農業経営における役割を適正に評価するとともに、女性が農業経営に参画する機会を確保するための環境整備と女性による農業に関連する起業活動の促進等の施策を講ずる。また、13年度に引き続き「農林水産省男女共同参画推進本部」における取組を行う。

ア 男女共同参画社会の形成に向けた総合的な支援

都道府県、市町村の各段階で農村における女性の農業経営及びこれに関連する活動への参画を促進するとともに、農村女性が持てる能力を十分に発揮できる環境整備を進めため、女性農業者の参画の促進に関する目標を策定し、この達成に向けた夫婦セミナーの開催等の啓発活動等を実施する。また、自らのライフステージに応じて出産・育児期にある女性の農業経営参画が可能となるよう、経営管理等の研修、母性保護のためのセミナーの開催等を行う。さらに、女性の起業活動の高度化に向け、e-ビジネスに関するセミナーの開催等を行うことにより、e-ビジネス化を支援する。このほか、育児、健康管理等のための施設を備え、女性農業者による農産物加工等の活動を総合的に支援する施設（女性アグリサポートセンター）を整備する等の措置を講ずる。

イ 女性の参画の促進に向けた効果的な普及活動の展開

女性農業経営者の能力向上のための経営管理研修等の開催や家族農業経営における経済的地位の向上及び役割の明確化を促進するとともに、男女共同参画社会の形成に向けた普及活動マニュアルを策定する等、農業改良普及組織を通じた効果的な普及活動を展開する。

ウ 女性の農産加工等の活動の促進

担い手の創意工夫による農産物の加工・販売等に必要な資金が手当てされるよう農業改良資金を見直す中で、女性起業向けの優先枠を設定する。

エ その他女性の参画の促進に資する施策

農村女性の過重労働の解消を図るために農業労働の改善、高齢者や非農家等の地域内労働力の活用等による、労働負担の総合的な改善に向けた取組を引き続き実施する。また、女性の高齢者介護に係る負担の軽減に資するホームヘルパーの育成や高齢者の自立した活動の支援等を行うほか、女性農業者に対する農業機械の安全研修の強化、女性にとっての操作性にも配慮した農業機械等の開発等を行う。このほか、全国各地の農山漁村における女性の起業活動等に関する情報提供と起業等農村で活動する女性のネットワーク化、若い女性の農山漁村への定着を促進する。

(8) 少子・高齢化への対応

ア 高齢農業者の活動の促進に関する施策

地域における高齢者の役割分担並びにその有する技術及び能力に応じて、都市の高齢者の知恵も活用しながら、生きがいを持って農業に関する活動を行うことができるよう、高齢農業者の農業関連活動を促進するとともに、農協等の行う高齢者支援活動を強化するなど農村における高齢者福祉対策を積極的に推進する。

(7) 高齢者の農業関連活動の促進

経営施策・事業の実施にあたり都道府県、市町村の各段階で一本化した推進体制において、地域の実情に応じた多様な担い手として、高齢農業者がその有する技術や能力を活かし、生きがいを持って行う農業関連活動を推進するため、農村高齢者の活動を促進するための都市の高齢者も交えたワークショップの開催、「心身の癒し」に資する農山漁村資源を活用した地域密着型の産業育成等の中高年齢者等の人材の育成・実践活動に対する支援を行う。

また、高齢者が行う地場農産物の生産・加工・販売、農業技術指導等に資する高齢者農業活動支援施設等の整備を行うとともに高齢者の自立的な活動を支援する体制を構築し、その中で新たに世代間交流も推進する。

このほか、毎年10月を「農山漁村いきいき高齢者月間」と位置付け、その期間を中心とした農山漁村高齢者対策に関する啓発活動等への取組や普及職員の指導能力向上を図るための研修等を実施するとともに、高齢者の農業関連活動を促進するための普及手法のマニュアルの策定に向けた検討を行う。

(イ) 農村における高齢者福祉対策の充実

① 農村の高齢者福祉等における農協等の役割を適切に発揮するため、農協ホームヘルパー等の養成、マニュアルの普及指導等を引き続き実施するほか、農協の介護活動に必要な組織づくりのための事例集等の作成等に対する支援を行う。

さらに、高齢者が安心して住み、生きがいをもって活動できる農山漁村づくりのための生活環境の整備、地域に根ざした助け合い組織の育成、地域住民によるボランティア活動の推進のための既存施設のバリアフリー化等を引き続き実施する。

② 高齢化が急速に進展している農村地域において、高齢者が安心して暮らせる社会を形成するため、コミュニティー施設等のバリアフリー化を推進する。

- (a) 交流・集会等に利用する活性化施設等において段差のない歩道、スロープ、手すり、自動ドア等を整備する。
- (b) 福祉施設や公共施設等への通行経路としても利用されるなど、高齢者等の利用が見込まれる農道において、広幅員の歩道や車道と段差のない歩道を整備する。
- (c) 棚田地域等において、通作の利便性や作業の安全性を確保し、高齢者が元気で安心して農業に取り組むことができる環境を実現するため、農道舗装や区画整理等の整備を実施する。

イ 農山漁村における少子化対策の推進

若年層の流出や都市部以上に急速に進展する高齢化とあいまって深刻な状況にある農山漁村における少子化に対応するため、農林水産省内に設置した有識者からなる「少子化対策推進懇談会」での検討等を経て策定した「農林水産業・農山漁村における少子化対策推進ビジョン」に沿った具体的な取組が地域段階でなされるよう、少子化の農山漁村社会への影響についての予測及び少子化への取組に関する優良事例の収集・普及により取組を推進する。

ウ 高齢者等の快適な食生活環境の実現

少子高齢化の進展や、障害者数の増加傾向が見られる中、生活中で重要な位置を占める食生活の面からみた少子化の要因等について調査を行い、必要な普及・啓発を行うとともに、食生活に関し、健全な嗜みが行われるよう、高齢者や障害者の能力に適合した情報提供の充実、身体的能力や障害による様々なハンディキャップを軽減するための食生活環境の改善等を実施することを通じ、高齢者・障害者の自立化及び社会参加の促進を図る。

- (7) 若い夫婦の家事分担等の食生活上の問題・意識を調査し、これらの少子化への影響等について把握するとともに、その成果の普及・啓発を行う。
 - (8) 高齢者・障害者に対する大活字・点字・音声に加え、画像音声によるインターネットを通じた食生活関連情報の提供を行う。
- また、高齢者・障害者が食品購買・調理等を自立して行えるようなサポート体制の検討、視覚によらない容器内容の識別方法の検討等食生活環境改善方策の検討及び高齢者の調理行動を促進するための自立調理機能習得講習会等を実施する。

(9) 優良農地の確保

国民に対する食料の安定供給を確保するためには、農業生産の最も基礎的な資源である農地を優良な状態で確保していくことが極めて重要である。そのため、農業振興地域の整備に関する法律（以下「農振法」という。）及び農地法の適切な運用を通じ、農地として利用すべき土地の農業上の利用の確保を図る。また、農地を効率的に利用していくため、農地保有合理化事業を活用し効率的・安定的な農業経営を営む者に対する農地の利用集積を促進するとともに、耕作放棄地の解消を目指した施策を実施する。

ア 農業振興地域制度の円滑かつ適正な運用の推進

農振法に基づき策定された「農用地等の確保等に関する基本指針」で明らかにされた農用地区域内の農地の面積、農業振興地域の指定の基準等、同指針の内容を更に周知徹底し、同指針を踏まえた都道府県による「農業振興地域整備基本方針」及び市町村による「農業振興地域整備計画」の改定を促進するとともに、地域の特性に応じた特別な農業上の用途の設定等の土地利用に関する市町村の主体的な取組を促進する。

また、法定化された農用地区域の設定・除外基準等を普及・定着させ、制度の円滑かつ適正な運用を推進する。なお、農用地利用計画の総合的見直しを行う市町村のうち、土地利用の競合が生じている市町村が行う農用地区域以外の農地についての農用地区域への編入の可能性の検討等、農地の確保・保全・有効利用を図ろうとする取組をモデル的に支援する。

イ 耕作放棄地の解消に向けた対策の実施

農地の効率的な利用の促進を図る観点から、耕作放棄地の解消等に向けた対策を実施する。遊休農地の解消等に向けた活用計画の策定とそれに基づく対策の推進

地域の自主性・創意工夫の發揮を通じて、遊休農地の解消を総合的に推進するため、遊休農地の解消に資する各種事業との連携を図りつつ、市町村や集落段階での遊休農地活用計画の策定、都市住民等によるボランティアの育成・支援等を実施するとともに、遊休農地の農業上の利用を促進する簡易な土地条件の整備を推進する。

2 安全・安心で良質な食料の供給システムによる消費者の信頼確保

食料の安全性・品質の高い農産物等への消費者の関心の高まりに対応し、都市と農村の共生・対流を念頭に置きつつ、生産段階、加工・流通段階等において、環境保全型農業、技術開発、表示制度等の一層の推進を図るとともに、IT技術の活用等による生産情報等の消費者への開示（ディスクロージャー）を新たな付加価値として位置付け、その取組を支援するとともに、生産者と消費者の多様な結び付き等による食品流通の効率化、高度化等を通じて、消費者の信頼確保を図る。

(1) 食品の安全性・品質確保対策の充実

農畜水産物の生産から消費に至る各段階において、農薬等の農業生産資材の適正な使用の確保、食品製造業等におけるHACCP（危害分析重要管理点）手法の導入、高度な衛生管理手法を取り入れた食肉センター等の整備、新技術の開発等を推進する。

また、BSE（牛海綿状脳症）の発生を踏まえ、中枢神経症状を示す等の牛のサーベイランスの強化、食肉等のトレーサビリティー（追跡可能性）の確保等をもって、流通食品に対する消費者の安心や信頼の確保を図る。

さらに、農畜水産食品に関連するダイオキシン類及び内分泌かく乱物質問題への対応を推進する。

ア 生産から流通に至る各段階の取組

(7) 生産段階の取組

農畜水産物の生産段階において、農薬等生産資材の適正使用の確保、HACCP手法の考え方に基づく生産ガイドライン策定・普及を推進する。

① 「農薬取締法」に基づき、農薬安全使用基準を策定し、その遵守指導等を通じて、生産段階における農薬の安全かつ適正な使用の確保を図る。

② 施設生産される生食用野菜の生産から流通段階における衛生管理のためのガイドライン策定に向けた調査検討を行う。

③ 家畜伝染病に対するサーベイランスや防疫体制を強化するとともに、HACCP手法を用いた家畜の衛生管理技術等の導入を推進する。

④ 水産物については、HACCP手法に対応した漁船の設備基準の策定、養殖生産におけるHACCP手法の概念に基づいた養殖管理マニュアルを作成し、関係者に広く周知・普及するための講習会を開催する。

(4) 製造段階の取組

食品製造業におけるHACCP手法等の高度な衛生・品質管理手法の導入の促進及び新技術の開発・普及を図るとともに、原材料を供給する国内生産者や流通業者との連携を強化し、加工食品の一貫した安全性・品質確保体制の確立を推進する。

① 食品製造・加工事業者へのHACCP手法の円滑な導入の促進を図るため、食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法、食品衛生法に基づく「総合衛生管理製造過程」の承認制度の活用を推進するとともに、導入施設においては的確なHACCP手法の運用が図られるよう指導を強化する。また、HACCP手法等高度な衛生管理水準を備えた乳業施設の導入等を推進する。

② 乳業の再編・合理化を促進するとともに、HACCP手法等の高度な衛生管理水準による牛乳・乳製品の製造・供給を行う体制整備、生乳流通の合理化及び生乳の適切な需給調整体制整備を図り、酪農・乳業の発展基盤の構築及び食の安全確保を推進する。

③ 水産加工段階において、HACCP手法を導入するため、品目毎の品質管理マニュアルの作成等を行うとともに、水産物の品質・衛生管理の高度化を図るための施設整備等を行う。また、地域水産加工品の品質・衛生管理の強化をもってブランドの確立を促す。

④ ISO(国際標準化機構)9000等の国際標準システムの導入を促進するため、食品関連産業の品質管理部門等の担当者を対象としたISO審査員研修・海外動向調査等を実施する。

⑤ 産学官の連携の下に、より高度な食品の安全性評価技術、衛生管理技術等の開発を行うとともに、多品種少量生産工程におけるトラブルの未然防止と是正のためのシステムの開発・普及を図る。

(4) 流通段階の取組

高度な衛生管理手法を取り入れた食肉センター等HACCP手法に対応した水産物処理加工施設の整備等を推進し、流通段階における品質管理や衛生水準の向上を図る。

① 品質管理・衛生管理機能の強化に資する卸売市場の整備等を推進するとともに、HAC

CP手法に対応した水産物処理加工施設の整備等を推進する。

② HACCP手法を取り入れた食肉処理に関する各種研修を実施するとともに、HACCP手法に対応した基幹的産地食肉センター及び食鳥処理施設の整備を図る。

また、鶏卵等によるサルモネラ食中毒を防止するため、高度な衛生水準を有する処理・流通施設の整備を図る。

イ 農畜水産物の安全性確認

(7) 国産農畜水産物の農薬等の安全使用について、生産者に対する巡回点検指導を実施するとともに、残留農薬等に関する調査・分析体制を整備し、消費者の「安全・安心」ニーズに対応した農産物供給に意欲的に取り組む生産者を支援する。また、米麦の残留農薬等やJAS格付品についての安全性の確認を行う。

政府が輸入する外国産米・麦については、引き続き残留農薬等の分析を行い、安全性確保に万全を期する。

(4) 安全性未審査の遺伝子組換え食品が国内で流通しないよう、引き続き、監視の強化を図る。

ウ 消費者に対する情報提供の充実

(7) 食品の生産・製造方法等に関する情報開示システム(トレーサビリティ・システム)を開発し、食中毒等が発生した場合の原因の究明等を容易にするとともに、消費者に対する情報提供の高度化を図る。

(4) 食品事故被害者対応体制を強化するため、独立行政法人農林水産消費技術センターが消費者・企業への食品事故解決のための技術的支援、情報提供等を実施する。

(4) 関係機関等との連携の下、インターネットによる迅速な情報提供や相談窓口の設置等、食品の安全性に関する消費者対応を強化する。また、「食の安全推進アクションプラン」(平成12年厚生省策定)等による食品安全行政施策の普及に努める。

エ BSE対策の推進

我が国におけるBSEの発生を踏まえ、BSE新検査体制の下、安全・安心な牛肉供給を推進するため、以下の施策を推進する。

(7) 家畜個体識別システム(牛の総背番号制度)の活用促進

すべての牛に生涯唯一の個体識別番号を付した耳標を装着し、移動歴等個体情報を管理する「家畜個体識別システム」を確実に運用し、飼料の給与状況を追跡・確認できる飼養管理情報の管理システム等を整備するとともに、BSE等家畜防疫体制を強化する。

(4) BSE新検査体制の下での食肉処理・流通体制の整備

BSE検査の結果が出るまでの間、肉のみに限らず副産物も微生物の汚染を受けないよう個体別に区分保管する必要があり、また、食肉加工されるすべての牛の特定危険部位(脳、眼、脊髄、回腸遠位部)については昨年10月のと畜場法施行規則の一部改正により厳格な管理の上すべて焼却処理をすることとされたため、食肉センターにおいてこれに必要な施設整備を行う。

(イ) 家畜保健衛生所におけるBSE検査体制の整備

死亡牛について検査頭数を増加する等、農場段階におけるサーベイランスを強化するための検査体制の整備を行う。

オ ダイオキシン類・内分泌かく乱物質対策の推進

安全な食料の供給を確保するため、関係府省間の連携を図りつつ、総合的なダイオキシン類・内分泌かく乱物質（いわゆる環境ホルモン）対策を推進するため、全国的な農畜水産物等ダイオキシン類調査や食品からのダイオキシン類の摂取量調査等を引き続き実施する。

カ 食品の表示・規格対策の充実・強化

(ア) 食品表示適正化のための監視体制の確立

表示制度の積極的な普及啓発を図るとともに、食品表示の相談窓口の開設、消費者の協力による「食品表示ウォッチャー」の設置等に取り組む都道府県を支援する。また、食品等の品質及び表示に関する調査、分析、検査等を的確に行うことにより、その品質及び表示の適正化を推進する。

(イ) 有機農産物の認証の促進

JAS法に基づく適正な表示が付された有機農産物の普及を図るため、①有機の認定を希望する生産者を対象とした実地講習会の開催、②官農指導員等を対象とした研修会の開催等による有機の認定取得に必要な情報提供、③有機農産物に対する消費者の理解を促進するための普及啓発活動の実施等を行い、有機農産物の生産農家の認定等を促進する。

(ウ) 特別栽培農産物の表示手法の検討

特別栽培農産物（無農薬、無化学肥料、減農薬、減化学肥料栽培農産物）の表示について、表示ガイドラインの見直しを含め、表示手法、表示の信頼性確保のための具体的措置等について検討する。

(エ) 加工食品の原料原産地表示

加工食品の原料原産地についての情報に対する消費者の要望が強いことから、個別品目毎に精査し、表示基準の検討を行う。

(オ) 遺伝子組換え食品の表示制度の円滑な推進

JAS法及び食品衛生法に基づく遺伝子組換え食品の表示ルールの定着を図るとともに、表示対象品目について、新たな遺伝子組換え農産物の商品化、遺伝子組換え農産物の流通及び原料としての使用の実態、組み換えられたDNA及びこれによって生じたたん白質の除去並びに分解の実態、検出方法の進歩等に関する新たな知見、消費者の関心等を踏まえ、適宜見直しを行う。

(カ) 国産食材を活用した地域の伝統食品の認証

地域の生産者の努力により培われ、特色ある方法で生産された食品等を認証し、その普及を図る。

(キ) JAS規格の見直し

JAS規格が食品等の生産や消費の実態から乖離したものとならないよう、国際的な規格の動向を踏まえつつ、5年ごとにすべての規格について見直しを行う。

(ク) 夏期及び年末の一斉取締り

特に夏期及び年末に食品衛生法に違反する食品等の取締り強化を都道府県等に要請し、食品衛生法上の表示違反が確認された場合には適切な表示を行うよう指導するよう要請する。あわせて、他法令の違反が確認された場合には、担当部局への迅速な情報提供を要請していく。

(ケ) 食品に関する表示制度を所管する厚生労働省、農林水産省、公正取引委員会の3省庁及び消費者行政を所管する内閣府をオブザーバーとした連絡会議を設置したところであるが、この場を通じて、関係省庁間の連携の強化を図っていく。

(コ) 厚生労働省では、平成14年3月8日に都道府県等に対して、①食品衛生法に基づく表示適正がなされているかどうかの調査の徹底、②調査の過程でJAS法等の他法令に違反する事例を発見した場合の担当部局への迅速な情報提供を依頼したところであり、引き続き都道府県等の協力の下、表示の適正化に努める。

キ 飼料の安全性の確保と品質改善

食品の安全性に対する国民のニーズに応え、飼料の安全性の確保の一層の充実を図るために、情報収集・提供体制の整備、遺伝子組換え飼料等検査体制の整備等を実施する。

(2) 流通機能の高度化と流通コストの削減

生鮮食料品等の流通拠点である卸売市場については、産地の大型化、流通の多元化、食品の安全性に対する社会的関心の増大等に対応し、卸売市場の機能及び体制の改善・強化を図るために、卸売市場整備基本方針等に基づき、卸売市場施設の整備、市場関係事業者の経営体质の強化、公正かつ効率的な取引の確保等を推進する。

また、生鮮食料品等の取引の電子化、集出荷・流通システムの整備、店舗の近代化等により、食品流通の効率化を推進する。

ア 卸売市場の機能・連携強化等

(ア) 生鮮食料品流通を取り巻く諸情勢の変化に対応して卸売市場の新たな展開と活性化を図るため、平成13年度を初年度とし平成22年度を目標年度とする「第7次卸売市場整備基本方針」及び「第7次中央卸売市場整備計画」に基づき、中核的市場の再整備を重点的に推進するとともに、卸売市場の有する物流機能、情報受発信機能、衛生・環境対応機能の強化等に資する施設の整備を推進する。

また、民間の創意工夫による市場の機能強化や統合大型化を推進するため、PF1法に基づく施設整備や、中央卸売市場又は一定の要件を満たす地方卸売市場において事業協同組合等が行う市場機能の強化に資する施設の整備等を推進する。

(イ) さらに、卸売市場の機能・体制の強化を図るため、卸売市場法及び食品流通構造改善促進法に基づく、市場関係事業者の経営体质を強化するための支援を引き続き実施するとともに、市場関係事業者の合併・業務提携の方向や市場運営の合理化・効率化の方向等を内

容とする市場経営基盤強化計画の策定を推進する。また、新たに、卸売市場における買受の主要な担い手である仲卸業者に対して開設者が実施する再編等の取り組みについて一定の支援を行うこととする。

- (イ) このほか、地域における生鮮食料品等の中核的な流通拠点となる地方卸売市場の開設者が当該地域の他の卸売市場の開設者と連携してこれらの卸売市場の機能高度化を図る取組について、税制上の支援を行う。

イ 食品小売業の活性化

- (ア) 食品流通を取り巻く諸情勢の変化に対応していくために、必要な知識・技術等の教育・指導・普及及び食品小売マージン等の定点観測調査等を実施するとともに、食品流通構造改善促進法に基づく構造改善事業を一層推進することにより、食品専門小売等の構造改善を推進する。

- (イ) 食品の仕入から販売までの一貫した品質管理等、生産者と連携した高付加価値商品の開発等を図るため、食品小売業の高度化・効率化に資する施設の整備を行う。
- (ア) 食品流通構造改善促進法に基づき国が策定する基本方針に沿って、都道府県等が地域の実情に応じた基本計画を策定する。また、市町村・事業協同組合等がそれを具現化するためにいきいきプランを作成するとともに、専門的販売技術の継承、地域農水産物の育成・消費拡大などの実践事業を推進する。
- (イ) 食品流通構造改善促進法に基づく構造改善事業に対する農林漁業金融公庫等の金融機関を通じた長期低利の資金の融通を実施する。

ウ 食品流通の効率化

- (ア) 情報通信技術（IT）の導入等により食品流通の高度化・効率化を推進するため、電子商取引の共通基盤となるデータベースの整備や物流技術の確立を図るとともに、民間の創意を活かしつつ効果的な食品流通モデル事業の実証・普及を促進する。

- ① 民間企業等の代表者で組織された食品流通IT戦略会議において、ITを活用した食品流通の最適化を推進するための方策や課題の検討及び普及・啓発を行う。
- ② 電子商取引の共通基盤となる商品コード及び商品情報のデータベースの開発を行う。
- ③ 物流の効率化に資する基礎的なシステム・技術の開発、実証及び調査等を行う。
- ④ ITを活用した革新性・経済性に優れた食品流通モデルの公募方式による開発及び実証を行う。
- ⑤ 生鮮EDI（電子データ交換）や新たに開発された情報技術を活用した食品流通システムの導入を促進するため、情報技術習得のための研修を行う。

- (イ) 鉄道等を利用した輸送（モーダルシフト）による低温一貫輸送体制を構築するため、食品低温流通ターミナルの整備等を行うとともに、生鮮品小売業者が卸売市場からの仕入れ・配送・加工を共同で行うための施設の整備等を推進する。
- (ア) 地域食品の振興と地域の活性化を図るため、農産物・農産加工品に係るインターネットモールをモデル的に運営する。
- (イ) 食糧事務所職員等による食品の製造及び流通の各段階にわたる巡回点検指導を実施する

ことにより、安全かつ良質な食品の供給、価格需給動向の予察、価格高騰時のパトロール等の対策を行う。

- (オ) 東京と海外主要都市における食料品の小売価格の実態調査を実施するとともに、生産・流通・消費の各段階において内外価格差を生むことになっているコスト要因の構造を分析することによって、内外価格差の是正・縮小のための方策を構築する。
- (カ) 商品先物市場におけるITを活用した流通の効率化のための現物受渡しシステムの検討・開発等を行う。
- (キ) 集出荷施設・加工処理施設、カントリーエレベーター等の産地における物流拠点やこれらと幹線道路へのアクセス道路を整備し、農林水産物の物流合理化を推進する。

(3) 食生活指針の普及・定着、国産食材の利用促進等による食料消費対策の推進

国民の食生活の多様化及び高度化により、米の消費が減少し、畜産物や油脂の消費が増加するなど我が国の食料消費が大きく変化する一方で、国内生産がそれに十分対応できていないことが、食料自給率の低下の大きな要因の一つとなっている。また、近年、我が国の食料消費については、脂質の摂取過多等の栄養バランスの崩れによる国民の健康への影響が懸念され、また、食べ残しや食品の廃棄等によりかなりの食料資源が無駄になっている状況にある。

こうした状況を踏まえ、健康で充実し、活動的な長寿社会の実現を目指し、脂質の摂取過多の是正等により適正な栄養バランスの実現を図るとともに、食料資源を有効に利用する等の観点から、消費者、食品産業その他の関係者がこれらの課題についての理解を深め、食生活の見直し等に積極的に取り組むこととしている。

ア 「食生活指針」の定着と実践に向けた取組

基本法に基づく健全な食生活に関する指針として策定された「食生活指針」について、国民各層に対する普及啓発を図るとともに、同指針に沿った健全な食生活の実現に向け、以下の施策を講ずる。

- (ア) 「食を考える国民会議」を中心として行うマスメディア等各種媒体を通じた全国一斉の普及・啓発活動や大都市を中心とした各種イベント・シンポジウムへの支援、国民会議の会員が行う食生活指針のPR活動への支援等を行う。
- (イ) 各地域における食生活指針定着方策の策定、食文化や地域産物を活用した食生活見直しへの取組に対する支援、食生活指針の普及・定着等を行う食生活改善推進員等の民間ボランティアによる草の根活動に対する支援等を行う。

イ 食料消費の改善に関する施策の充実

- (ア) 消費者相談の窓口である、農林水産本省、地方農政局、食糧事務所、独立行政法人農林水産消費技術センターの「消費者の部屋」等において、消費者からの農林水産業や食生活に関する相談に対応するとともに、消費者に対し農林水産行政のPRを行う。特に子供に対しては、農林水産本省における子ども相談電話による対応を行うとともに、社会見学等のグループ学習を積極的に受け入れる。また、農林水産本省と地方を結ぶ消費者相談情報

ネットワークシステムの活用により、効率的な相談対応を図る。

- (イ) 全国に食料品消費モニターを設置し、消費者の意見・要望等を常時把握するとともに、地方公共団体の消費生活センターなどにおける消費者相談処理能力の向上を図るために、商品テスト機関連絡会議を各地域（5ブロック）において開催する。

また、独立行政法人農林水産消費技術センターにおいて都道府県消費生活センター職員等の研修及び地方公共団体等からの依頼に基づく食品等の品質及び表示に関する知識の普及のための講師派遣を行う。

ウ 食品産業の事業基盤の強化

(ア) 製造段階における技術開発の支援

- ① 食品産業が抱える諸問題に対応するため、①バイオテクノロジー分野、食品製造技術の革新のために重要なIT分野、内分泌から乱物質等微量物質のリスクを最小限化する技術及び評価・管理する微量物質制御分野等における技術開発、②国産農産物の利用を円滑化するための、加工適性の向上、原料農産物の評価、产地判別等の共通基盤技術の開発、地域農産物を活用した高品質食品の製造技術の開発、③食品廃棄物の発生抑制、再生利用を促進する技術、食品容器等に分別不要な生分解性素材を導入・実用化するための技術開発等を支援する。

さらに、食品産業における先端技術の開発導入等、技術革新を推進するため、①排水中の窒素・リンを効率的に回収除去する技術の開発及び、排水量・汚泥発生を削減する技術、②バイオマーカー（簡易な生物指標）等を活用して食品の持つ効能を科学的に評価し、健康維持に効果のある食品の製造技術の開発等を支援する。

- ② また、引き続き食品の機能性向上技術の開発等の高品質な食品等を求める消費者ニーズへの対応、食品への異物混入事故等を背景とした食の安全・安心を求めるニーズへの対応、省エネルギー型食品加工技術の開発等環境と調和した循環型経済社会の構築への対応、食品産業における新規分離抽出技術の開発等の持続的な発展の基盤となる競争力強化への対応等の技術開発目標の具体化に向けた支援の他、多品種少量生産に対応した機器管理システムの開発等を実施する。

(イ) 特定農産加工業の経営改善に対する支援

ウルグアイ・ラウンド農業合意による関税化等に伴い、製品輸入が増加している状況に対処し、特定農産加工業者の経営改善を図るために、「特定農産加工業経営改善臨時措置法」に基づく金融・税制上の支援措置を実施する。

(カ) 中小企業支援等業種横断的施策の促進

- ① 食料消費の変化等食品産業を取り巻く環境の変化に対応し、食品産業の経営基盤の強化を図るために、食品産業の構造転換の方向及び対応策の検討を行う。
- ② 食品の安定供給、農林水産関連企業の体质強化等を図るために、農林漁業金融公庫等政府系金融機関から、食品工業団地の形成、基礎素材型食品産業の基盤強化、食品流通近代化施設の整備、新規事業育成、農村地域工業等導入促進、新規用途事業等導入促進、水産加工業の振興等に必要な長期・低利の資金の貸付けを実施する。
- ③ 農林水産関連企業における中核的事業の拡充、事業革新等の事業再構築を支援するため、

「産業活力再生特別措置法」に基づく金融・税制上の支援措置を実施する。

- ④ 農林水産関連中小企業の経営革新を支援するため、「中小企業経営革新支援法」に基づく金融・税制上の支援措置を実施するほか、「中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法」、「新事業創出促進法」に基づき、中小企業等の創業及び研究開発等を支援する。
- ⑤ 「中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律」の趣旨を踏まえ、農林水産関連中小企業に係る分野調整問題について指導等を行う。
- ⑥ 「労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法」に基づき、労働時間の短縮の円滑な推進を図る。
- ⑦ 食品工業団地の形成の促進等により、食品工業の立地の適正化等を推進する。
- ⑧ 健康志向型新食品・食品新素材の市場を確立するための国内外情報等の調査・検討、食品産業・消費者への情報提供を行う。

エ 食品産業と国内農業の連携強化

- (ア) 食品産業が国内農産物の仕向先として国内農業と密接な関連を有していることから、食品産業と農業の双方の振興を図る観点に立ち、食品産業と農業との連携を強化し、良質な食材の安定的かつ継続的な供給、付加価値の高い商品の開発等を推進し、活力ある地域の食料供給システムづくりを行う。

- (イ) 食品産業と農業の連携強化に向け、食品製造業又は食品販売業と農業との連携を推進するため、「食品流通構造改善促進法」に基づく所要の税制・金融措置を実施する。

オ 外食産業の振興

- (ア) 外食事業者からの国産食材の利用・調達に関するニーズの発信、飲食店における消費者への食材の情報（栽培方法、産地等）の提供等を支援する。
- (イ) 外食産業において、飲食店等の食品廃棄物から製造される肥料等の特性と効果的利用方法を把握するためのソフト開発や、消費者のリサイクル意識を向上させるための外食事業者の活動支援等を実施する。
- (カ) 外食事業者が国産食材の安定的仕向先として継続しうる仕組を明らかにする調査を実施するとともに、外食産業における廃棄物の削減と経営基盤強化のための情報システムの活用方策の検討、地場料理店等における地域色豊かな食品の利用拡大、地域外食産業からの伝統料理等の継承、情報提供、弁当・惣菜類における原材料名等の表示の円滑な定着、外食産業についての調査・研究・情報提供等を実施する。

(4) 適正な動植物検疫の実施等の推進・輸入食品監視の実施

- (ア) 植物検疫においては、輸入植物検疫の適正な実施を確保し、海外からの病害虫の侵入を防止するため、病害虫の同定診断の高度化、輸入関係者等への周知徹底、検疫実績等の情報分析・提供体制の整備等を実施する。
- (イ) 動物検疫に関しては、「家畜伝染病予防法」に基づき、海外から輸入される家畜・畜産

物等を介して口蹄疫及び牛海绵状脳症（BSE）等の伝染性疾病が国内に侵入することを防止するため、輸入畜産物の検査の高度化、海外情報の収集、分析、提供等の体制を整備する。

- (イ) 海外から輸入される食品等について、海外情報の収集に努めるとともに、輸出国における衛生管理実態の把握に努め、検疫所において、違反食品である蓋然性の高い食品等につき食品衛生法に基づく検査命令を発出するほか、モニタリング検査（抜取り検査）を行い、違反食品が国内に輸入されないように安全の監視を推進する。

(5) リサイクル関係法令の普及、関係者の連携の確保等の推進等

食品産業等の事業活動に伴う環境への負荷の低減や資源の有効活用を図るために、食品廃棄物等の発生の抑制、肥料及び飼料等へのリサイクル等の促進、容器包装廃棄物のリサイクルの促進など、食品産業における環境問題に対する積極的対応を促進する。

また、食品廃棄物を大量に発生させる都市地域におけるリサイクルを推進するため、メタン発酵等新たなリサイクル用途の開拓、農業者等との連携等を促進し、これらを通じた、都市と農村が共生・対流する循環型社会の構築等を図る。

ア 食品リサイクルを通じた循環型経済社会システムの構築

環境負荷の少ない、循環を基調とした経済社会システムを構築するため、平成13年5月に施行された「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）」に基づき、食品事業者等による食品廃棄物等の発生の抑制、リサイクル等の実施を促進する。

- (イ) 食品廃棄物等の発生抑制、再生利用、減量を促進するため、食品リサイクル法についての普及セミナーの開催等により、国民のリサイクル意識を高めるとともに、食品リサイクル法の円滑な実施を確保するため、食品廃棄物関連事業者のリストの作成及び再生利用等の推進状況の調査を行う。
- (ア) 地域・企業グループや、特定の品目・業種において、食品廃棄物等のリサイクルの進め方等を検討・実施し、食品リサイクルシステムの先進モデルの構築や普及・確立、マニュアル作成等を行うとともに、先進的・モデル的な食品リサイクル施設の実証的な展示整備を行う。
- (イ) 食品廃棄物の発生抑制、再生利用を促進する技術、食品容器等に分別不要な生分解性素材を導入・実用化するための技術開発等を支援する。

イ 容器包装リサイクル促進対策

- (イ) 「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」の対象品目が、従来のガラスびん及びペットボトルに、平成12年4月から紙製及びプラスチック製容器包装が加えられ、併せて、これまで再商品化義務が猶予されていた中小企業者に対してその義務が拡大されたことにより、対象事業者が大幅に増大したことから、法の適正な運用を確保し、制度の普及啓発の一層の促進を図るとともに、フリーライダー（再商品化義務がありながら、その義務を果たさない者）に対する指導等を実施する。

また、資源有効利用促進法に基づく識別表示に係る普及啓発を行う。

- (イ) 再商品化義務量算定の基礎となる容器包装の利用・製造等の実態調査、特定事業者の情報システムの整備を行うとともに、セミナーの開催等による普及活動の支援を行う。
- (イ) PETボトルの循環的利用システムを構築するため、清涼飲料業者における課題把握と対応策の検討を行うとともに、再生PETボトルの利用に関し、消費者への情報提供等を行う。

ウ その他環境対策の総合的推進

- (ア) 産業廃棄物の適正な処理等を確保するための産業廃棄物管理票（マニュフェスト）制度導入の普及啓発、公害防止等を確保するための情報提供、処理技術の習得、巡回点検指導を行う。
- (イ) 廃食用油の円滑な回収方法を検討するとともに、普及定着マニュアルを策定し、普及啓発を図る。
- (イ) 地球温暖化対策を推進するため、食品産業におけるCO₂等の排出抑制等環境自主行動計画のフォローアップを行うとともに、オゾン層保護対策を推進するため、業務用冷凍空調器からの特定フロン回収等を促進する。

3 構造転換に取り組む経営の価格変動リスクを軽減するセーフティネットの整備

「効率的かつ安定的な農業経営」を育成するため、「育成すべき農業経営」により構造転換に向けた取組が積極的に行われるよう、価格の著しい変動による収入減のリスクを軽減するためのセーフティネットの整備を進める。

(1) 経営所得安定対策の具体化検討調査の実施

農産物の価格変動が、農業収入又は所得に著しい影響を与える場合に、その影響を軽減するための経営を単位とした「経営所得安定対策」について、国民の理解が得られるることを基本に、地域の営農類型ごとの実態を十分踏まえつつ、品目別の経営安定対策の見直し状況を勘案しながら検討を行うこととし、その具体的仕組み、諸要素の確定等の制度設計を行うため、必要なデータや情報を収集するための検討調査を実施する。

(2) 品目ごとの取組

消費者の需要に即した農業生産を推進するため、農産物の価格が需給事情及び品質評価を適切に反映して形成されるよう、品目ごとの政策の適切な運用を図るとともに、農産物の価格の著しい変動が育成すべき農業経営に及ぼす影響を緩和するために必要な施策を実施する。

ア 米

- (ア) 生産者の抛出と政府の助成により造成した資金を用い、自主流通米の価格下落が稻作經

營に及ぼす影響を緩和するための補てん金を交付する稻作経営安定対策を推進する。

また、平成13年11月に定められた「米政策の見直しと当面の需給安定のための取組」に基づく以下の施策を講じる。

- ① 稲作経営安定対策については、生産調整の円滑な推進に果たしてきた役割を踏まえつつ、構造改革の推進の観点から、昨年の経緯を踏まえ、経営所得に係る施策の確立を検討する中で、そのあり方を検討する。
- ② 稲作経営安定対策の基準価格について、平成14年産以降は据置措置については、モラル・ハザード等の問題を回避した農家経営の安定に資するものに見直し、過去7カ年の自主流通米価格のうち最高と最低の価格を除いた5カ年の平均価格とする。
- ③ 平成14年産に係る稻作経営安定対策について、平成13年産と同様の追加の資金造成措置を講じる。また、資金状況の悪化している銘柄については、引き続き、作付転換、更に必要な場合には補てん率の調整等により、資金状況の改善を図る。

イ 麦

- (ア) 国内産麦については、需要と生産のミスマッチを解消し、需要に即した良品質麦の生産を推進するため、民間流通の仕組みをはじめとして麦対策のあり方について検討する。
- (イ) 民間流通麦生産者の経営安定等を図る麦作経営安定資金について、銘柄区分等のあり方について検討するとともに、透明性の高い、客観的なルールに基づく適切な運用を図る。

ウ 大豆

- (ア) 銘柄ごとの市場評価が生産者手取りに的確に反映されるよう、原則として事前に定める全銘柄共通の一定の単価を助成する大豆交付金制度について、透明性の高い、客観的なルールに基づく適切な運用を図る。
- (イ) 併せて、価格低下が大豆作経営に与える影響を緩和するため、価格低下時に、その低下額の一定割合を生産者の拠出と国の助成により造成する資金から補てんする「大豆作経営安定対策」の適切な運用を図る。
- (ウ) 災害時における経営安定を図るため、大豆共済の加入促進を図る。
- (エ) 大豆交付金対象外大豆の流通を拡大するため、無農薬栽培大豆等高付加価値大豆の生産が可能な技術の確立を図る。

エ 果樹

うんしゅうみかん及びりんごについては、生鮮果実の需給調整対策を強化するとともに、価格が大きく変動したときに、育成すべき果樹経営者の経営安定を図るための果樹経営安定対策を推進する。

オ 砂糖及び甘味資源作物

- 「砂糖の価格調整に関する法律」等に基づく制度の普及・定着に向けた取組を推進する。
- (ア) 砂糖生産振興資金（従来の糖価安定資金を充当）を財源として、輸入糖調整金時限的引き下げ、精製糖企業及び国産糖企業の再編・合理化対策、甘味資源作物生産コスト低減対策等の推進により、国内糖価を引き下げ、砂糖の価格競争力の回復と需要の維持・増大を

図る。

(イ) 輸入糖等からの調整金と交付金により国内産糖への助成を行う仕組みや最低生産者価格制度を維持しつつ、需給事情等を反映した、透明性の高い、客観的なルールに基づいた適切な運用を図る。

カ 薬・生糸

養蚕農家の経営の安定等を図るため、付加価値の高い繭の生産への取組等を推進する。

キ 葉たばこ

葉たばこについては、引き続き、日本たばこ産業株式会社が、葉たばこ審議会の意見を尊重して各耕作者との売買契約において定めた種類別・品位別価格により買い入れを行う。葉たばこ審議会は、「たばこ事業法」に基づき、葉たばこ価格については、生産費・物価等の経済事情を参照し、葉たばこの再生産の確保を旨として審議する。

ク 加工原料乳

生乳の再生産の確保を図るため、「加工原料乳生産者補給金等暫定措置法」に基づき、加工原料乳について、農畜産業振興事業団及び指定生乳生産者団体を通じて生産者に補給金を交付するとともに、加工原料乳生産者補給金制度を通じて指定生乳生産者団体による生乳の一元的な集荷・販売を推進する。

また、需要者のニーズの生産者への伝達、需要の動向に応じた生産の促進、市場実勢を反映した加工原料乳の適正な価格形成の実現等を図るために、生産者団体及び乳業関係者からなる「酪農乳業情報センター」の発信する価格・需給情報に基づく公正かつ適正で客観的なルールに基づいた取引を推進するとともに、広域化された指定生乳生産者団体による生乳の受託販売・需給調整機能の改善を推進する等、新たな加工原料乳生産者補給金制度の普及・定着に向けた取組を推進する。

加工原料乳価格の低下が酪農経営に及ぼす影響を緩和するため、価格低落時にはその低下額の一定割合を生産者の拠出と国の助成により造成する資金から補てんする加工原料乳経営安定対策の適切な運用を図る。

ケ 食肉等

- (ア) 指定食肉（牛肉・豚肉）については、「畜産物の価格安定等に関する法律」の適正な運用により、価格の安定を図る。
- (イ) 肉用子牛生産の安定を図るため、「肉用子牛生産安定等特別措置法」に基づき、肉用子牛について、その平均完買価格が保証基準価格を下回った場合に都道府県肉用子牛価格安定基金協会を通じて、生産者に補給金を交付する肉用子牛生産者補給金制度を実施する。
- (ウ) プロイラーについては、需要に見合った計画的な生産の指導を行い、需給及び価格の安定を図る。

コ 鶏卵

(ア) 鶏卵については、国、地方公共団体等を通じて需要に見合った計画的な生産の推進を図